

## 三陸観光バス運行支援事業費補助金 公募要領

三陸地域（沿岸 13 市町村）における誘客促進、観光消費効果の向上を図るため、観光客の誘客に際して二次交通の整備が課題とされている同地域を対象とした観光バスツアーエ等に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年 11 月 5 日規則第 71 号。以下「規則」といいます。）及び三陸観光バス運行支援事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日。以下「要綱」といいます。）により、補助金を交付するものである三陸観光バス運行支援事業費補助金（以下「当該補助金」といいます。）について、次のとおり公募します。

### 1 補助対象事業者

補助対象事業者については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助対象事業者	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び同法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）の規定に基づく、登録を受けた旅行業者とする。

### 2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の事業期間、交付申請の期日、その他の事項については次のとおりとします。

項目	内 容
補助金の交付対象となる事業期間	<b>令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 1 月 31 日（月）まで</b>
要綱第 11 の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日（受付期間）	1 期間 募集期間 令和 3 年 4 月 1 日（木）～令和 4 年 1 月 24 日（月）午後 5 時※必着 ※ただし、事業を開始する 7 日前の午後 5 時（当該日が休日である場合は、その前日）までに申請書を提出すること。 ※受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は受付を終了する。 ただし、上記募集期間中に精算処理等により、執行可能予算が確保できた場合は、受付を再開することがあること。 2 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで ※正午～午後 1 時を除く。 ※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。 3 受付場所 岩手県庁 2 階商工労働観光部観光・プロモーション室 4 申請書の提出方法 持参又は郵送 <b>【持参の場合】</b> ※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付する。形式審査には多少時間がかかること。 ※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあること。

	<p><b>【郵送の場合】</b></p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書を返送することがあること。</p> <p>※受付期間前等、期間外に申請書を提出した場合は、受付せずに申請書を返送する。</p>
交付決定等	<p><b>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行う。</b>（申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うもの。）</p> <p>※申請書受付順番が後順位の申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上補助金不交付となる場合があること。</p> <p><b>※事業は、岩手県の補助金交付決定後に着手すること。</b>  <b>交付決定前に着手した事業については、補助金の支給対象外となること。</b></p>
補助金の精算	補助金の精算は申請した事業の完了をもって行うこと。
規則第4条及び第13条の規定に基づく提出書類等(手続き書類)	<p><b>【補助金交付申請】</b></p> <p>「三陸観光バス運行支援事業費補助金申請書（様式第1号）」に以下の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>旅行行程表及び企画書（旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）</p> <p><input type="checkbox"/>運送を引き受ける岩手県内に営業所を有するバス事業者が発行した運送引受書</p> <p><input type="checkbox"/>振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し</p> <p><input type="checkbox"/>その他知事が必要と認める書類</p> <p><b>【補助金請求】</b></p> <p>「三陸観光バス運行支援事業費補助金請求書（様式第4号）」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>実績報告書（様式第5号）</p> <p><input type="checkbox"/>最終の旅行行程表</p> <p><input type="checkbox"/>貸切バス利用証明書（様式第6号）</p> <p><input type="checkbox"/>宿泊証明書（様式第7号）</p> <p><input type="checkbox"/>募集に使用したパンフレット、チラシ、ホームページ等の写し</p> <p><input type="checkbox"/>三陸地域観光施設等訪問報告書（様式第8号）</p> <p><input type="checkbox"/>その他知事が必要と認める書類</p>
提出先	住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 あて先：岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室 三陸観光地域づくり担当

(問い合わせ)

**【受付時間】**

午前9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

**【問合せ先】**

岩手県 商工労働観光部

観光・プロモーション室 三陸観光地域づくり担当 (岩手県庁2階)

電話：019-629-5572

FAX：019-623-2001

e-mail:AE0006@pref.iwate.jp